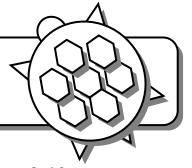


亀さん通信

新緑が眩しい今日この頃、いかがお過ごしでしょうか？

亀のように歩みは遅くとも、『お金力』をしっかりと、確実に身につけていただく【亀さん通信】第 163 号の発信です！

お上に召し上げられる？



2018年1月より**休眠預金等活用法**が施行されました。2009年1月1日以降の取引から、**10年以上取引がない預金等は民間公益活動に活用**されます。様々な事情で、使わなくなった口座を持っている方は多いのではないのでしょうか。中には、その存在さえ忘れていた口座があるかもしれません。それらをお上に召し上げられてしまうのでしょうか？ ということで、今回は長期間取引のない預金等について学んでみましょう！

休眠預金等とは、預金者が名乗りを上げないまま10年間放置されて取引がない、まさに眠っている預金等であり、**毎年700億円程度発生**しています。実にすごい金額だと思いませんか？ これを有効に活用し、広く国民一般に還元しようというのが休眠預金等活用法の趣旨。同法では、ほとんどの預金等が対象になりますが、外貨預貯金や財形預貯金等は対象外。他にも2007年10月1日（郵政民営化）より前に、郵便局に預けられた定期性の郵便貯金（定額郵便貯金等）も休眠預金等にはなりません。ですが、満期後20年2ヵ月を経過しても払い戻しの請求等がない場合は、旧郵便貯金法の規定により権利が消滅し、そもそも払い戻しが受けられなくなりますのでご注意ください。

判定基準となる取引とは、入出金等の全金融機関共通のもの、通帳の記帳や残高照会等の各金融機関個別のものがありますが、最後の取引があつてから9年以上経過した場合は、預貯金等がある**金融機関のウェブサイト**で公告が行われます。また1万円以上の残高がある預金等については、**登録上の住所へ通知が郵送**（金融機関によっては電子メール）されます。その存在をすっかり忘れていた方にとっては、本当にラッキーな臨時ボーナスです。（笑）とはいえ、多くの通知は「あて所に尋ねあたりません」ということで、届かないと思いますが… なお、1万円に満たない預金等については、残念ながら通知されません。何ともやるせない話ですが、致し方ないでしょう。

ここまで書いてきたのに今さら恐縮ですが、休眠預金等になったとしても、お上に召し上げられる、つまり国に没収されるわけではありません。（汗）いつでも預金等があつた金融機関で、**休眠預金等の払い戻し**を受けることができます。もちろん期限もありません。それに通帳などを紛失している場合であっても、本人確認書類を提示すれば引き出すことが可能です。なお、具体的な手続きについては、各金融機関にお問い合わせください。

もし預貯金等があつた金融機関が遠方の場合、他の金融機関行からでも**取立という方法で解約**することが可能です。解約書類を預貯金等があつた金融機関から取り寄せ、解約する口座の通帳や届出印等を近くの金融機関に持参すれば、解約手続きは完了。ただし手数料がかかることをご承知おきください。また金融機関によって必要書類は異なりますので、その折は事前に確認しましょう。

レシートやポイントカード等を溜め込んだりして、パンパンに膨らんだ財布をたまに見かけます。無用に太った財布は、使いづらいのはもちろんですが、何よりも**お金を管理できていない証**拠でしょう。言葉を換えれば、**お金を大切に扱っていない**ということであり、少しでも残高がある口座を放置していることも、また然り。このような人はお金が貯まらない、即ち**お金の嫌われる**のは当然です。心当たりのある方は、これを機に財布や使っていない口座等を整理してみたいかがでしょう。などと偉そうに語っていますが、学生時代に使っていた口座に、確かお金が残っていたような気が…（汗）

混雑が苦手な私ですから、ゴールデンウィークはおとなしくしています。

(株)亀山保険事務所 亀山裕弘 (M北D) 1級ファイナンシャル・プランニング 技能士 0575-28-2768 info@kameyama-hoken.com